

周防大島町告示第67号

平成25年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年6月4日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成25年6月11日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

魚原 満晴君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

松井 岑雄君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

久保 雅己君

小田 貞利君

平川 敏郎君

新山 玄雄君

---

○6月18日に応招した議員

---

○6月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成25年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成25年6月11日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年6月11日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成24年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第7 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第3号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第10 議案第5号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第6号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第13 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第14 議案第9号 周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町遊休農地等保全対策市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 周防大島町都市下水路条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条

例等の一部を改正する条例等の一部改正について

- 日程第24 議案第19号 町道路線の変更について  
日程第25 議案第20号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第26 議案第21号 動産の買入れについて（平成25年度 周防大島町公用車（塵芥車）購入）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告並びに議案説明  
日程第5 報告第1号 平成24年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について  
日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））  
日程第7 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）  
日程第8 議案第3号 あらたに生じた土地の確認について  
日程第9 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について  
日程第10 議案第5号 字の区域の変更について  
日程第11 議案第6号 字の区域の変更について  
日程第12 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）  
日程第13 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）  
日程第14 議案第9号 周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について  
日程第15 議案第10号 周防大島町税条例の一部改正について  
日程第16 議案第11号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第17 議案第12号 周防大島町介護保険条例の一部改正について  
日程第18 議案第13号 周防大島町遊休農地等保全対策市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第19 議案第14号 周防大島町都市下水路条例の一部改正について  
日程第20 議案第15号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について  
日程第21 議案第16号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について  
日程第22 議案第17号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第18号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第20号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第26 議案第21号 動産の買い入れについて（平成25年度 周防大島町公用車（塵芥車）購入）

---

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 魚原 満晴君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 星出 明君
産業建設部長 …………… 佐川 浩二君	健康福祉部長 …………… 川口 満彦君
環境生活部長 …………… 奈良元正昭君	久賀総合支所長 …………… 松村 正明君
大島総合支所長 …………… 福田 美則君	東和総合支所長 …………… 藤山 忠君

橋総合支所長 …………… 吉村 昭夫君  
会計管理者兼会計課長 …………… 岡本 洋治君  
教育次長 …………… 西本 芳隆君      公営企業局総務部長 …… 藤田 隆宏君  
商工観光課長 …………… 池元 恭司君      税務課長 …………… 木村 秀俊君  
農林課長 …………… 佐本 洋二君

---

午前9時30分開会

○議長（新山 玄雄君） 改めて、おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。  
ございます。

ただいまから、平成25年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、荒川政義議員、6番、中本博明議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月4日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月19日までの9日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月19日までの9日間とすることに決しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日までに、議会へ提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月、4月、5月実施分）と定期監査（3月、4月、5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写し

を配布いたしております。

次に、系統議長会関係について。

去る5月28日、29日に、東京メルパルクホールで全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、平川副議長と私、新山が出席いたしました。初日は「町村議会に期待する」と題した基調講演と「これからの町村議会のあり方」のシンポジウム。2日目は「歴史に見るリーダーの条件」と題し、歴史家・作家の加来耕三氏による「日常生活に歴史を活用」「歴史を疑ってかかれ」「数字でうそを使った歴史はない」と講演され、「歴史は活用してこそ意義がある」「使えない歴史は意味がない」と常に主張し、歴史をいかに具体的に日常生活や仕事に活用するかが大きなテーマとなっている。また、講演では、オフレコの時事情報や分析報告も登場し、笑いを誘いながらのお話は、一度は聞いていただきたい内容でございました。

次に、山口県町村議会議長会の議長研修視察は、7月9日から11日まで、長野県軽井沢町と新潟県聖籠町が予定されています。

軽井沢町は標高1,000メートル前後の高原の町で、信州（長野県）への玄関口として役割を担っており、東京近郊までが通勤圏となっており、さらに、2014年には北陸新幹線の長野一金沢間の開業が予定され、北陸方面からアクセスもよく、カナダ生まれの宣教師が素晴らしい自然に感動して「森の中の屋根のない病院」と軽井沢をたたえ、知人の宣教師たちに「絶好の避暑地」として勧めて以来、幾多の試練を乗り越えて国際的な健康保養施設として発展しております。

また、聖籠町は全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな穀倉地帯で果樹栽培が盛んで、サクランボ、ブドウ、桃、梨などの果物が、四季にわたり豊富に産出されています。昭和38年から開発が始まった特定重要港湾の新潟東港の後背地に広がる町として造成された工業団地への企業進出により、環日本海の対岸貿易を視野に入れた工業港の町として注目されています。

両町の新しい魅力の発見や、豊かな自然と活気にあふれた取り組みを勉強してまいりたいと思っております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定例総会が5月15日に開催され、本年度の合同研修会の日程について協議がなされ、8月21日、水曜日に柳井クルーズホテルで実施することとなりました。全員の参加をお願いするところであり、議員派遣の件についてお諮りする予定であります。

続いて、常任委員会行政視察について。

昨年度は、3常任委員会合同で鹿児島県鹿屋市の柳谷自治公民館における自治会の運営について研修をいたしました。今年度は、視察先、時期が決まっておきませんが、昨年と同様に合同での行政視察にしたいと思います。各常任委員長さんにおかれましては、視察先、時期を取りまと

め、19日までに事務局へ報告していただきたいと思います。この件につきましても、議員派遣の件についてお諮りする予定であります。

次に、町人会関係につきましては、5月25日に東京大島ふるさと会へ今元直寛議員が出席をいたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。

また、広島・周防大島町人会が7月7日、日曜日に開催されます。その出席につきまして、各常任委員会より2名、計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、19日までに事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

以上、議員派遣の件につきましては、御議決いただくことといたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

○議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 改めまして、どなたもおはようございます。本日は、平成25年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、行政報告を5件ほど申し上げたいと思います。

1件目は、周防大島町文化遺産資料整理事業の実施に当たり、非公募による労働者の募集並びに町委託契約の事務手続の取り扱いに関する不適切処理についての御報告でございます。

初めに、非公募による労働者の募集並びに町委託契約の事務手続の不適切処理発覚までの経緯について御説明をいたします。平成21年から23年度にかけて本町が実施をいたしました山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業を活用した周防大島町文化遺産資料整理事業——以下は、「本事業」というふうに言わせていただきますが——これにつきまして、県の補助金支出が不適切であるとし、山口県監査委員に対し、本年2月20日、周防大島町の男性が、周防大島町から約1,870万円を県に返還させるよう求めて住民監査請求がありましたが、県監査委員は本年4月19日に請求は棄却をいたしました。しかし、その事業の契約事務手続に不適切な処理があったとして、監査委員が県に対し再発防止を求めるよう意見をつけたものであり、このことが発端となったものであります。

次に、その不適切な処理の内容についてであります。1つは、平成23年度における同事業の実施に当たりましては、山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金交付要綱及び補助事業実施要領に基づく労働者の募集に際し、「新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るもので

あること」という採用の公平性に関する規定があるにもかかわらず、3名の新規雇用者のうち1名については公募の手続を経ずに雇用しているというところの、非公募により労働者を募集したという指摘であります。

2つ目は、平成21年度から平成23年度にかけて実施をいたしました同事業の業務委託契約につきまして、周防大島町出身の民俗学者、宮本常一の関係資料の保存整理を中心とした専門性を必要とする特殊な業務ではありますが、周防大島町財務規則や周防大島町工事執行規則等町例規で必要とする業務委託設計書、予定価格調書及び検査調書の作成や見積書の徴取がなされていなかったという指摘であります。

以上の監査結果及び監査意見を踏まえ、直後の4月23日、県商工労働部労働政策課長から本町担当課長に対しまして県庁への呼び出しを求められ、口頭及び文書による嚴重注意を受けたところであります。

その注意、指導等の内容につきましては、今回の不適切な事務処理はまことに遺憾であり、このような事務処理は、県の補助事業に対する県民の信頼を損なうものと厳しく注意を受けるとともに、補助事業の適正な執行及び再発防止策について、文書による報告を求められました。

報告書につきましては、本年5月13日に本町担当部長が県商工労働部審議監を訪ね、丁寧なおわびと再発防止策等の丁寧な説明をした上で文書により提出をしたところでありますが、その内容については次のとおりであります。

まず1点目の、非公募による労働者の募集についてであります。今後の事業執行に当たっては、各種補助金交付要綱及び実施要領に基づく事業の実施は当然のことながら、法令順守の徹底を全職員に行うとともに、今回の事案はもとより、行政事務全般にわたり緊張感を持って事務、業務に当たるよう指導し、管理体制をより一層強化するというものであり、次に2点目として、町委託契約の事務手続は、今回の事案を教訓に、契約事務、特に随意契約事務の取り扱いについて、現在のマニュアルやチェックリストを、より確実性、実効性のあるものに改定し、財務事務及び契約事務に関する研修を実施するというものであります。

以上の再発防止策に基づいて、契約事務研修等につきましては、本年5月21日の午前に橘庁舎、午後には大島庁舎の2回に分けて、関係職員を対象に実施をしたところであります。

また、これに先立って、平成25年4月18日付で契約監理課より各部長・課長宛てに随意契約に関する事務取り扱いの徹底について通達し職員へ周知するとともに、町教育委員会におきましても、平成25年4月23日に教育委員会連絡会議の中で随意契約に関しての勉強会を実施し、コンプライアンスの徹底を図ったところであります。

今後も適切な事務処理を行うために、決裁過程で法令や例規による根拠や理由を明確にするるとともに、職員の自己研さんや研修への積極的な出席を求め、各自の意識改革を喚起してまいら



存であります。

今回のような不祥事を二度と繰り返さないために、前述の防止策を確実に実施し、再発防止に向けた包括的な取り組みを継続的に進めてまいります。

2件目は、本年3月に発生をいたしましたながうらスポーツ滞在型施設等における水源の不足及びこれに伴う対応についてでございます。

初めに、本施設の概要から御説明をいたします。本施設は、棕野地区長浦に平成5年に長浦スポーツ海浜スクエアがオープンし、続いて平成9年にグリーンステイながうらがオープンをしており、テニスコートや総合グラウンドと、温浴施設や宿泊施設が一体となり、宿泊滞在型のスポーツゾーンを形成しております。これらの施設で使用する水につきましては、平成元年に1本目のボーリング掘削、平成9年には増補するとしての2本目のボーリング掘削を行い、合計2カ所の井戸水源により運営を行ってまいりました。

本年——平成25年ですが——3月14日の早朝、当該施設の指定管理者から、井戸水が不足し施設への水の供給が十分にできない状況となった旨の報告を受けました。これが、春休みに伴う合宿受け入れの最中であったため、緊急避難措置として棕野地区の水道水を——町の簡易水道ですが——簡易水道の水道水を給水タンクにより運搬し対応するとともに、井戸ボーリングとポンプの専門業者による現地調査を行ったところ、双方から井戸水の不足が原因である旨の報告を受け、国道437号線を通る町簡易水道から施設の受水槽へ送水するための仮設による水道管布設を行いました。

今後、当施設の水源につきましては、3本目のボーリングを掘削、または町簡易水道からの給水、この二通りの方法が考えられるわけではありますが、るる検討した結果、より確実で安定的な、安全な町簡易水道を布設することと考えております。

つきましては、緊急を要したため、現在、町道猪木田一江ノ串線上に仮設——これは露出でございますが——仮設により管設置をしておる水道管を早急に埋設する措置が必要と考えており、今期定例会補正予算において委託費、工事費及び水道使用料の相当分の負担金、計2,531万4,000円を計上させていただいております。

一方、来年度以降の水道料の取り扱いにつきましては、指定管理料の——これは増額になるわけですが——指定管理料の増額変更による補填、または指定管理の残期間については負担金として支出する方法等が考えられるところではありますが、とりあえず当分の間、今年度水道使用量の使用実績をもとに使用料の算定を行った上で、来年度当初予算編成までには検討し、方針を定めたいと考えております。

まずは、このような事態となった経緯及び今後の方針につきまして、以上のとおり御報告をいたします。

3件目は、がん検診車の医師の同乗についてでございます。

本年3月29日、NHKの報道により、下関市の住民の指摘から、医師が立ち会わないエックス線検診車での撮影は違法とする厚生労働省の見解が公になりました。

本町においても、従来から放射線を使用する胃がん及び肺がん検診において、検診車に医師が同乗せず、放射線技師のみで検診を行ってまいりました。平成24年度の県内の19市町の状況を見ますと、胃がん検診で8市町、肺がん検診で10市町が医師の立ち会いなしで撮影を行っているということがわかっております。

今年度のがん検診も、本町では従来どおり放射線技師のみで実施することで準備を進めておりましたが、今回の厚生労働省の見解を受け、急遽、検診委託先である公営企業局と協議をし、医師を同乗の上、検診車によるがん検診を行うことといたしました。経費につきましては、医師を同乗させる場合、今年度の胃がん及び肺がん検診には延べ41回の医師の出務分、委託料で追加負担をする必要がありますが、前年度並みの実施状況であれば、実施状況であればというのは、要するに受ける方の数であれば、既定の予算での対応が何とか可能であるというふうに判断をいたしているところでございます。

4件目の、平成24年度周防大島町各会計決算見込みについてでございます。

平成24年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を、去る5月31日に閉鎖をいたしました。町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきまして、いずれの事業も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は約7億2,000万円の黒字が見込まれ、また特別会計におきまして、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

現在、決算書の調整作業を進めておりますが、公営企業局企業会計とあわせて、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率を初めとする財政健全化判断比率を御報告させていただきたいと思っております。

最後になりますが、公営企業管理者の再任についてでございます。

さきの3月定例会におきまして御報告をさせていただいておりますが、本年6月1日付で石原得博さんを公営企業管理者として再任をいたしました。これまでの間、町内の医療、介護、福祉、これらに大変な御尽力をいただいております。引き続き周防大島町の病院事業のトップとして、地域医療の確保に御尽力をいただきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告5件とさせていただきます。

また、地方自治法の規定により、町が出資をいたしております社団法人東和ふるさとセンター

及び有限会社サザンセトとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をそれぞれお手元に配布をいたしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、繰越明許費繰越額の報告1件、補正予算に関するもの1件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更に関するもの、それぞれ2件、専決処分の承認を求めるもの3件、条例の制定及び一部改正に関するもの10件、町道路線の変更について1件、過疎地域自立促進計画の変更について1件、動産の買入れについて1件、計22件であります。

報告第1号は、平成24年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、急遽行われることとなりました山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る執行経費を措置するため、平成25年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分による処理をいたしましたことについて、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第2号は、平成25年度一般会計補正予算（第2号）であります。既定の予算に9,966万4,000円を追加し、予算の総額を142億872万1,000円とするものでございます。

議案第3号から議案第6号までは、県道大島環状線拡幅工事による県道大島環状線地先に埋め立てられました土地の確認と、それに伴う字の区域の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号及び議案第8号は、条例の改正に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものでありまして、議案第7号は、周防大島町税条例の一部改正について、また、議案第8号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。両条例の一部改正とも、地方税法の一部を改正する法律等が4月1日から施行されることに伴い、それぞれ専決処分書のとおり処理をいたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第9号は、子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、子ども・子育て会議の設置に関する規定を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第10号から議案第18号までは、条例の一部を改正するものでありまして、議案第10号は、国税における延滞金等の見直しに伴い、町税に係る延滞金の特例の改正を行うため、議案第11号は、法改正に伴う条、項のずれを改正するため、議案第12号は、国税における延滞金等の見直しに伴い、介護保険料に係る延滞金の特例の改正を行うため、議案第13号は、三蒲地区に設置した市民農園につきまして、利用者の減少に伴い、周防大島町野菜農園を廃止するため、議案第14号は、下水道法改正に伴い、都市下水路の構造の技術上の基準と維持管理の技術上の基準について定めることとなったため、議案第15号は、政策空き家となっている町営住

宅及び一般住宅を用途廃止するため、議案第16号は、東和病院東棟改築——これ、耐震改築であります——この工事に伴い、健康管理センターの名称を変更するため、議案第17号は、国税における延滞金等の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率について引き下げを行うため、議案第18号は、同様に、下水道受益者分担金等について延滞金の利率の割合を引き下げるため、それぞれ関係条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、町道路線の変更について。

議案第20号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について。

また、議案第21号は、橘地区の塵芥車購入契約の締結について、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

ただいま御報告がございました公営企業管理者に再任をされました石原先生、一言御挨拶をお願いします。

○公営企業管理者（石原 得博君） ただいま御紹介いただきました石原得博です。椎木町長より、引き続き公営企業管理者に任命されました。大変名誉なことではありますが、責任ある重要な職務であり、身の引き締まる思いです。4年間の経験を生かし、3病院、2老健、看護専門学校、訪問看護ステーション、介護支援事業所及び検診——両検診ですが——事業を堅持し、周防大島町民の医療、介護、福祉の安全安心のために全力を尽くすつもりですので、議員の皆さん及び町民の皆さんの一方ならぬ御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（新山 玄雄君） どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第5. 報告第1号

○議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号平成24年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 報告第1号平成24年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました平成24年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。一般会計におきまして、繰越限度額

5億9,030万5,000円に対し、5億5,391万7,000円を繰り越しております。

各事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載してありますので、御高覧いただきますようお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

### 日程第6. 議案第1号

○議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る5月21日に山口県選挙管理委員会から、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員の1名欠員による補欠選挙を、6月18日告示、6月27日投票により執行する旨の通知がありました。については、直ちに選挙準備に要する経費を予算化する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項による専決処分を行ったところであり、本案は、同条第3項に基づき、ここに報告し、議会の承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に505万7,000円を追加し、予算の総額を141億905万7,000円とするものであります。

その概要につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。歳入につきましては、14款県支出金3項県委託金は、海区漁業調整委員選挙委託金505万7,000円を新規計上しております。

歳出につきましては、12ページになります。2款総務費4項選挙費に、新たに4目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費を設け、報酬を初め選挙に要する経費について、歳入と同額の505万7,000円を新規計上しております。

以上が、議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明ですが、何とぞ御審議御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 補欠選挙ということですから欠員でしょうけども、これは病気等の辞職ということによろしいのでしょうか。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 委員の方が5月に亡くなったということでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第2号

○議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に9,966万4,000円を追加し、予算の総額を142億872万1,000円とし、第2条により地方債の補正を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。事項別明細書の9ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、日本経済再生に向けた緊急経済対策に対応する地域の元気臨時交付金1,500万円を追加計上するものであります。

2目民生費国庫補助金は、生活保護電算システム改修のためのセーフティーネット支援対策等、事業費補助金63万4,000円の追加計上であります。

3項国庫委託金3目教育費国庫委託金は、このたび新たに事業採択されましたコミュニティ・スクール導入推進事業及び発達障害理解推進拠点事業の委託金を、それぞれ新規に計上するものであります。

14 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金は、介護基盤緊急整備等補助金 1,500 万円、介護施設開設準備経費補助金 540 万円の新規計上であります。

4 目農林水産業費県補助金は、漁港施設の地震、津波に対する機能検証を行う漁港施設機能強化事業補助金 2,500 万円の新規計上であります。

10 ページ、17 款繰入金は、財政調整基金を 965 万 2,000 円取り崩しての財源調整であります。

19 款諸収入 4 項雑入 2 目雑入は、指定管理者から徴収する陸上競技場、総合体育館電気料 227 万 8,000 円の計上であります。

20 款町債は、漁港施設機能強化診断事業に充当する過疎債 2,500 万円を追加計上するものであります。

次に、歳出であります。11 ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 9 目地域振興費は、地域おこし協力隊経費の事業費の調整を行うもので、報償費から燃料費等の活動費への組み替えが主なものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は、社会福祉施設整備事業経費において、県から交付の内示がありました認知症対応型共同生活介護施設の整備に係る介護基盤緊急整備の補助金 1,500 万円及び介護施設開設準備経費補助金 540 万円を、それぞれ歳入と同額計上するものであります。

12 ページ、3 項生活保護費 1 目生活保護総務費は、今後予定されております生活保護基準の見直しに対応するため、システム改修に要する経費の計上で、歳入と同額計上となっております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、健康増進計画推進事業として本年度新規に実施を予定しております減塩運動や塩分摂取量の実態調査につきまして、取り組みの過程において事業メニューに修正の必要が生じたため、これに対応する組み替え及び追加計上を行うものであります。

13 ページ、5 款農林水産業費 3 項水産業費 3 目漁港管理費は、漁港施設機能強化診断業務委託料の新規計上であります。これは、国からの補助金を受け、拠点漁港の施設について、地震や、特に津波に対しての機能検証を行うもので、白木漁港——船越地区でございますが——白木漁港の外郭施設や漁港施設用地等を予定しております。財源は、補助金のほか、過疎対策事業債を充当することとしております。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費は、ながうらスポーツ滞在型施設について、行政報告でも申し上げましたとおり、従来の給水施設の水源が不足し、施設運営に支障が生じたため、町簡易水道を利用することとし、設計監理業務委託料及び工事請負費の計上と、また、現在の指定管理料には水道使用料が積算されていないため、今後の水道使用料相当分を負担金として支出す

るための経費の計上であります。なお、工事関係経費には、地域の元気臨時交付金の充当を予定しております。

14ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、このたび国からの受託事業として、発達障害理解推進拠点事業の事業採択を受けたことから、これに要する経費を計上するものであります。この事業は、発達障害のある児童生徒の支援として、教員の発達障害に対する正しい理解を図るとともに、専門的、実践的な知識を有する教員の育成を目的としており、島中小学校、明新小学校を拠点校に取り組むこととしております。

2項小学校費2目教育振興費では、久賀小学校がコミュニティ・スクール推進事業の研究指定校に採択されたため、これに伴う経費の計上であります。コミュニティ・スクールとは、地域と連携した学校運営の取り組みであり、文部科学省からの受託事業として実践研究を行うものであります。

15ページ、3項中学校費2目教育振興費、久賀中学校教育振興費は、久賀小学校と同様に、久賀中学校においてコミュニティ・スクールの実践研究のための指定校としての経費の計上であります。

16ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費は、陸上競技場及び総合体育館の電気料について、電気事業者から直接指定管理者に電気料請求ができないため、町が電気料を負担し、その同額を指定管理者から徴収することに改めるための予算計上であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続きまして、5ページに戻っていただきたいと思っております。地方債の補正についてでございますが、このたびの補正に伴い、過疎対策事業債の限度額を3億9,410万円から4億1,910万円に変更するものであります。

以上が、議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず第1点が、まず歳出のほうを言っておきます。まず、地域づくり推進事業ですが、これは、例えば法的といいますか、支出体系が法的に変更するようになったのか、どうなのかという点です。今までの予算の組み方と変更する場合に、基本的にはいろいろな変更条件が起きると思うので、それが法的部分にかかわる分なのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと2点目、同じ11ページで、社会福祉設備事業経費ということですが、今までだ



ったら大体1カ所ぐらいのグループホームの、いわゆる補助費ぐらいが上がってるのではなからうかというふうに思われます。その中で、今、5期目の2年目で、グループホームに対する要望というものは、一体どのくらい上がっておるのか。それとまた、現状、グループホーム自体が周防大島町内に、今までもずっと補助しながら建設してきたわけですが、何カ所、今グループホームとしてあるのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

次に13ページ、漁港施設機能強化診断業務であります。これについては、先ほど補足説明の中では背後地の倉庫等も対象になるんだということで補足説明があったと思いますが、実際聞き違いだったのかどうなのか。いわゆる離岸堤等の、基本的には耐震診断のための部分かどうなのかという部分を確認しておきたいというふうに思います。

次に同ページの13ページですが、ながうらスポーツ滞在施設ということで、今回、全体で2,431万4,000円の補正ということで、先ほど町長のほうが基本的な部分を報告されました。その中で、先ほど聞いた中でちょっと聞き取りにくかったのが、今回補正に上がってるのは本格工事のための補正と。既に仮設工事については実施されとるといふ、私は聞き取り方をしたんです。それで、実態として仮設の工事等についてやられているんだしたら、どれぐらいの経費がかかったのか、含めて報告を求めておきたいというふうに思います。どこの予算から出したのかという点です。

それと、もう一つは水道料金であります。実際的には3月ですから、急遽ということがわかります。そういう中で、今回いわゆる滞在型施設に483万6,000円の水道料金の附帯ということになっておりますが、これは基本的には今年度分なのか、それとも指定管理期間における部分なのかを含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、実際的に歳出でいつも聞いておるんですが、今回の補正によって、補正段階での財政調整基金、これは残高は幾らになるのかという点を質疑をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 最初に、地域おこし協力隊員の経費の変更でございますが、当初予算では地域おこし協力隊員の活動や移動の手段を隊員個人の私用車を予定しておりまして、その経費を報償費の中に算入しておりましたが、中古の公用車が確保できましたので、その車を使って活動をしていただくということで、燃料費部分を町に予算化をして歳出することにしております。

それから、歳入の財政調整基金の残高でございますが、本予算を御議決いただければ3億5,410万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） グループホームの件ですけれども、第5期介護保険事業計画において、1カ所、建設予定になっております。それで、現在のグループホームの設置箇所は7カ所です。要望につきましては、現在グループホームの待機者が19名ほどおりますので、それで要望があると思っております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 漁港施設の機能強化事業でございますけれども、背後地だけのことだということですが、これは離岸堤とか全部含めまして、施設全般含めまして、津波、地震に対する対策工法を検討しております。

それと長浦の工事の関係ですけれども、これは仮設の方に実施が幾らかかったかということでございますが、これは後から課長のほうから説明させていただきます。

あと、水道料のほうですけれども、この483万6,000円、これは今年度分、4月から来年1月分までの金額となっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 池元商工観光課長。

○商工観光課長（池元 恭司君） ながうらスポーツ滞在型施設の井戸水の不足についての仮設工事の経費についての御質問ですが、まず仮設工事費につきましては約190万円の工事費でございました。それにダンプトラックによりまして水を運搬した経費が25万円であります。その他水道使用料等がありまして、合計で283万1,000円程度を支出しております。これにつきましてはながうらの予算の中でできましたということで支出しております。一部流用等もしておりますが。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いろいろ法律改正、まず1点目が、実際的には今回、白木漁港の漁港管理費で上がっております漁港施設機能強化診断業務ということであります。これは、ことしの春にも、こういう言葉が使われて予算計上されましたよね。それで、町としては白木漁港が対象でありますということで、それはかなりいわゆる水揚げといいますか、それが町内では大きいので、そこに特定しましたと。今回、その中で新たに追加として出されておりますのが5,000万円、漁港施設機能強化診断業務であります。それで、これについては、例えば当初計画ではどこの場所、今回追加の場所はどこ。それで実際的な、きちっとですね私が事前に聞いた範囲では、少なくとも耐震のための離岸堤部分ではないかというふうに一応は聞いちゃうん

ですが、それはあくまで船越地区の——まだ船越というあれが出てなかったですが、追加の部分が船越ということであろうかと思いますが。実際的に背面部分も含めて追加ということによろしいかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 25年度当初に上がっております漁港漁場機能高度化保全事業、これに関しましては漁港施設の老朽化を診断しまして、計画的に維持管理計画を立てるということによりまして、保守、更新のコストの平準化とか縮減を図る、いわゆる長寿命化の対策ということでございます。今回の漁港施設機能強化保全事業としましては、対地震、津波に対する施設の耐震化の対策でございますので、前回と若干内容は違ってきております。

先ほどもちょっと、今の対地震の部分で施設の内容でございますけども、これは防波堤と物揚げ場、係留施設等が対象となっております。離岸堤は対象となっておりますので、先ほどの訂正をいたします。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これは、財政のほうに聞いておきたいんですが。いいのですが、いろんな補助事業が国から、いろいろ、その年度ごとにつきますよ。例えば、こういう特定とかいろんなことがついたとき、いわゆる優先順位がそこへいって、実際的にはよそにつかないというのが、最近ひよっとすると出るのではなかろうかというふうに思うわけです。起債にしても国県補助にしても、例えば漁港においても一定の、これは地震とかそのほかですが。実際的にそういう仕組みの中へ入っていくと、この名前がつかんと、なかなか補助も起債もつかない。他の漁港については。そういう流れが発生するのではないかというふうに危惧しよるんですが、その辺はどういう状況なのか、答弁できる範囲でお願いしたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ただいま産業建設部長が答弁をいたしました。今の時代、既にある施設をそっくりつくりかえると、以前のような話ではなくて、できるだけ長寿命化、延命化していくというためにはストック事業というような形で、今ある施設をちゃんと調査をしておいて、これを年次計画でどのように改修、補修していくか、そして延命化を図っていくかというのが当初予算で出とる事業でございます。

今回出てきましたのは、これは一つの防災対策ということで、地震、津波に対する1カ所ほどをどこか、周防大島町でやる場所はないだろうかということで、実は白木漁港の船越地区を選定したわけでございます。これは、なぜそこ——先ほどの御質問では、ほかにもたくさんあるちゅうわけですね、漁港は。しかしながら船越地区をやったのかといいますと、これは非常に津

波、地震対策としては南側に面していること、もう一つは、その南側に面している地域の中では非常に水揚げが高が高いというところがございます、そういう漁港の利活用が大変多いところを、1カ所しか内示がなかったものですから、船越漁港が非常に水揚げが高いということでここを選定したということでございます。

今後ともこのような事業が予算化されるのであれば、国の方でそういう補助事業がとれるのであれば、それは他の漁港でも順次進めていかなければならないというふうに思っているところがございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 13ページでございますけれども、グリーンステイながうらですけれども、水不足ということで、今までは井戸水で対応していたと思いますけれども、このたび水不足で、需要がふえたのか、それとも。今後は簡易水道で対応するということであるようなお話であったと思いますけれども、今後もそのような形で、今までの施設はもう一切利用しないと、簡易水道で全て対応するというようなことのこのたびの提案なのか、いま一度確認をしたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 今回、町の簡易水道だけなのか、ボーリングの井戸なのかと。今後は、今ボーリングの分が水が不足しているということでございますので、これがどの程度不足するかと、まだわからないんですけども。今回、町の水道を引きまして、それと併用で今後1年2年をしてみまして、それでまた実績に応じて、どうしてもボーリングのほうが出ないとなれば、町水道のほうに切りかえていかざるを得ないと思っております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

.....  
午前10時45分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、再開いたします。

---

## 日程第8. 議案第3号

## 日程第9. 議案第4号

○議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第3号新たに生じた土地の確認についてと、日程第9、議案第4号新たに生じた土地の確認についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号及び第4号について一括して補足説明をいたします。

議案第3号新たに生じた土地の確認についてであります。県道大島環状線拡幅工事により、周防大島町大字戸田字今朝日553の3から、同大字字赤石590の12に沿接する町道脇田浜線までに沿接する県道大島環状線地先の埋め立てられた土地4,648.95平方メートルが、平成25年3月29日付、指令平24港湾第532号により、公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、竣功認可されたものでございます。

同じく、議案第4号新たに生じた土地の確認についてであります。県道大島環状線拡幅工事により、第1区、周防大島町大字家房字横山2464の1に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字峠620の1に至る土地の地先の埋め立てられた土地5,473.37平方メートル、第2区、周防大島町大字出井字峠620の1から同大字字滝山950の4に至る土地の地先の埋め立てられた土地3,012.45平方メートルが、平成25年3月15日付、指令平24港湾第516号により、公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、竣功認可されたものでございます。

両案件とも地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号新たに生じた土地の確認について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号新たに生じた土地の確認について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。

議案第3号新たに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第4号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。  
これより、起立による採決を行います。

議案第4号新たに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第5号

#### 日程第11. 議案第6号

○議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第5号字の区域の変更についてと、日程第11、議案第6号字の区域の変更についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第5号及び第6号について、一括して補足説明をいたします。

議案第5号字の区域の変更につきましては、議案第3号でお諮りいたしました新たに生じた土地を周防大島町大字戸田字今朝日に編入しようとするものでございます。

同じく、議案第6号字の区域の変更につきましては、議案第4号でお諮りいたしました新たに生じた土地第1区及び第2区を周防大島町大字出井字横山に編入しようとするものでございます。

両案件とも地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第5号字の区域の変更について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。  
議案第6号字の区域の変更について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第5号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第6号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第7号

## 日程第13. 議案第8号

○議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第7号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてと、日程第13、議案第8号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第7号及び第8号について、一括して補足説明をいたします。

議案第7号及び第8号ともに地方税法等の一部改正が3月29日に可決成立し、関連する政令等が3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

まず、議案第7号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

改正内容は、独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源公団から引き継いだ事業のうち、特定中山間保全事業及び農用地整備事業に伴う仮換地等について、今後の適用が見込まれる事業対象が皆無となったことから、当該事業を廃止することとしたため、事業施行後の仮換地等の所有者等について、固定資産税並びに特別土地保有税の納税義務者に係る、みなし特例規定の改正を行うものであります。

次に、議案第8号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

このたびの改正点であります。平成20年度の後期高齢者医療保険制度の創設に伴い、世帯の中で、後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年が経過しましたが、この間、当該世帯について軽減判定上は移行前と同様に、後期高齢者医療の被保険者も、国民健康保険の被保険者として算定をしまっていました。しかしながら、当該措置は移行後5年間という期限つきであり、本年3月末をもって失効しましたことから、4月以降、当該世帯に属する国保被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講ずる措置につきまして、延長等の見直しを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により順次説明させていただきます。

30ページ、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額は、後期高齢者医療制度への移行によって、当該世帯の所得等の状況が変わらないにもかかわらず負担増となる場合があることから、後期高齢者医療の被保険者（特定同一世帯所属者）を含めて、軽減対象基準額を算定することとする特例措置について、期限を区切らない恒久的なものとし、従前と同様の軽減を受けられるようにするものであります。

また、国保からの移行により単身世帯（特定世帯）となるものについて、制度終了に伴う急激な負担増を避けるため、激変緩和の措置として、移行後6年目から8年目までの間にある世帯（特定継続世帯）に対して、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加することとしております。

第5条の2第1項の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額については、第3号（特定継続世帯）を追加し、負担額を1万5,075円としております。

第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、前段と同様、第3号（特定継続世帯）を追加し、負担額を6,675円としております。

31ページ、第23条第1項国民健康保険税の減額については、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を、世帯における所得の合計額に応じて軽減するものであります。第1号イについて、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で7割軽減の場合、軽減額が1万553円となっております。

同条第1号エ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で7割軽減の場合、軽減額が4,673円となっております。

32ページ、同条第2号イについては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額ですが、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で5割軽減の場合、軽減額が7,538円となっ



ております。

同条第2号エについては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で5割軽減の場合、軽減額が3,338円となっております。

同条第3号イについては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額ですが、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で2割軽減の場合、軽減額が3,015円となっております。

33ページ、同条第3号エについては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、第3号（特定継続世帯）を追加し、5年経過後で2割軽減の場合、軽減額が1,335円となっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第7号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 基本的には、会期を開くいとまがなかったから専決処分しましたというのが提案の中身であり、補足説明については、中について、今、説明がありました。

私は議会運営委員会のほうで、基本的には非常に難しい案件なので、きちっと各議員に説明資料を配布するよということ、多分配布されちよと思います。

それで、実際中身でちょっと聞いときたいのが、いわゆる特定世帯にかかわる法改正が今回の改正です。それで一つは、今まで5年間で中身が切れたんで改めて追加するよと、今後に追加するよということですが。まず1点目が、今回の法改正で、例えば2割軽減世帯、5割軽減世帯、7割軽減世帯、いわゆるそれぞれ軽減対象外含めて、世帯数がそれぞれどういうふうに予測として見ておられるのかというのが一つです。

それともう一つは、今回の改正案の中で、いわゆる医療費分、支援分で、それぞれ今度は軽減が今までよりは少なくなつて、実際的には大きくなるという状況がありますので、それぞれ報告を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） 御質問のありました議案第8号国民健康保険税条例、このたびの改

正に伴います影響ということで、軽減延長した場合の見込み等の額ということでございます。軽減対象世帯は全体で335世帯、軽減額は現在試算段階で総額が171万2,450円というふうになっております。その内訳でございます。2割軽減世帯が52世帯7万5,400円、それから5割軽減世帯が34世帯12万3,250円、それから7割軽減世帯が134世帯68万500円、それから2割・5割・7割軽減以外の対象外の世帯、これが115世帯83万3,750円と、このような内訳になっております。

続きまして、2点目としまして、先ほどの御質問にありました特定継続世帯となりまして3年間軽減延長をした場合に、世帯割を前年と比較した場合の影響でございます。平等割、世帯割が2分の1から、このたび4分の1になるということになります関係上、その差分ほどが影響になるかということになります。まず、7割・5割・2割軽減のない通常の、軽減率が1.0の方、この世帯の場合、医療分で5,025円、それから支援分で2,225円。続きまして、同様に、今度は7割軽減でございます。7割軽減の場合、医療分が1,507円、それから支援分が667円。続きまして5割軽減でございます。医療分が2,512円、それから支援分が1,112円。最後に2割軽減でございます。医療分が4,020円、支援分が1,780円。以上のような形で、2分の1軽減から4分の1軽減になった場合に影響が出るということになるかと思えます。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 2点目は、2分の1から4分の1という中で、实际的に財源措置について聞きます。いいのですが、国庫に関わる部分について、今まで例えば改正のときに一定の負担分を緩和要件として出しますという部分が国庫であります。それが一つです。

それともう一つは、それ以上住民負担が上がる場合、基本的には周防大島町独自として補填が可能かどうかという議論があります。その点で、例えば先ほど補足説明ありましたが、大体1年間で、これはあくまで見込みですが、171万2,450円余りが、だいたい全体としてそのくらいになるのではなかろうかという試算ですが。周防大島町長として、国庫負担分以外の部分について、町民負担を抑えるという形から、町長自身が、ほいじゃ周防大島町として制度上あるんだから、やっぱりきちっと手当てをしようかという考えがあるのかないのか、この辺を聞いちゃきたいというふうに思います。

1点目を、まず最初にお願いします。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、広田議員さんの御質問でございますが、そういうことをやる意思があるかないかということでございますが、税という根幹的な話でございますので、今ここから、

そういう気持ちがあるかないかっていうことについては、即答はできるような状況はまだつかんでおりませんし、今の広田議員さんの質疑ということになりますと、相当私たちもシビアな試算もしなければならぬと思っておりますが、ここではまだ、今この段階でそういうことをやるかやらないかという答弁は、なかなか難しいというふうに考えております。

○議長（新山 玄雄君） いいですか、もう。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第7号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第8号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案8号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

まず一つは、今回の内容、先ほど明らかにしたように、実際的には負担増にかかわるとというのが大きな要因であります。やはり今回の中で、2分の1から4分の1ということになる中で、実際的には今年度試算の試算ですが171万2,000円余りが大きくなるということであります。

私は常々言うんですが、国が制度を決めたんだから、もうしようがないんだと、地方自治体しようがないんだという感覚がありますが、それはだめなんじゃないかと。よく地域主権とか、自主権、地域の自主権ということを盛んに言われますが、私はこの辺でもやっぱりきちっと中身を見ていただきたいということで討論してきました。

そういう中で、抜本的にはこれは後期高齢者医療制度、それを抜本的に変えんと矛盾はなかなかなくなるというの町長も御承知のとおりだろうというふうに思います。後期高齢者医療制度が持つ内容といえば、当時を思い出していただいたらわかるんですが、実際的には国保会計から後期高齢者医療会計に幾ら持ちますという格好で支援分として支出されます。それらが、実際的には町民の負担となつてはね返ってきております。これが一つです。

それともう一つが、最初に言いましたように、やはり今の国保世帯に置かれておる実態を、ぜ

ひ皆さん方、理解していただきたいというふうに思います。国保会計の特徴はもうずっと言ってきましたから、あえてきょうは言いませんが、やはりかなり加入者の状況が厳しい状況があるということだけ、あえて主張しておきたいと。

以上をもちまして反対討論といたします。以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第8号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第14. 議案第9号

○議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について、補足説明をいたします。

全ての子供に良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「子ども・子育て支援法」が制定され、子ども・子育て会議の設置に関する規定が平成25年4月1日から施行されました。

この法におきましては、市町村の責務として、これまでばらばらであった保育所、幼稚園、認定こども園を一元化する子ども・子育て支援給付や、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うため、平成25、26年度において、子ども・子育て支援事業計画を策定することが規定されました。この計画の策定に当たっては、条例により設置された本会議の意見を聞くことが法で定められているため、この条例を制定するものであります。

それでは、本条例の内容について説明をいたします。

第1条は、本会議が同法第77条第1項の規定に基づき設置するものであることを定めたもの

であります。

第2条は、本会議の組織について定めております。本会議は、地域の子供及び子育て家庭の実情を十分に踏まえることが求められていることから、幼児教育、保育、子育て支援関係者等が参画できる委員構成としております。

第3条は、第2条で定める委員のほかに、特に必要と認める委員を置くことができることを定めております。

第4条は、本会議の会長の職務等について定めております。

第5条は、本会議の会議開会方法や議事の議決方法等について定めております。

第6条は、本会議の運営等に係る委任規定であります。

なお、附則につきましては、附則第1項は、この条例の施行日を定めており、また附則第2項において、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、本会議の委員及び臨時委員を追加しております。

以上が本条例の補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 質疑に入るまでに実は確認しておきたいんですが、この議案については委員会付託ということでよろしいのかどうなのか。その付託先についても、例えば私の所管する民生になるのか、それとも学校教育を含めて総務になるんかも含めて、再度、審議が済んだら確認しちょきたいというふうに思います。

一つは運用の問題であります。いいますのが、法律改正があつてこういう条例をつくと、大体、残念ながら運用においては同じメンバーが集まってくる。いわゆる地方自治体が条例つくって報酬いう格好でやっていった場合、運用においてはほとんど同じようなメンバーさんがそろってくるちゅう運用になっております。実際的にこういう点は、ただ単に条例じゃなしに運用において、やっぱりいろんな角度から、条例は大まかですからわかりませんが、実際的には運用についてはやっぱり細心の注意が必要では、町長として、必要じゃないかという点だけはちょっと求めておきたいというふうに思います。

それと、この条例を新たに設置する場合、いわゆる規則等についてはどういうふうに考えとるのか。私たちはよく、条例を設置しますと、規則については議会内での議決対象事項じゃありません。ですから、実際的にはこの条例に関する運用に当たっての規則、これについてはどういうふうに考えておるのか。以上2点について、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 付託先は民生常任委員会としたいと思っております。

答弁をお願いします。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 運用につきましては、周防大島町次世代育成支援行動計画の後期計画が26年度で終わりです。それにかわるものとして、27年度からこの計画、子ども・子育て会議によりまして事業計画を策定するということになっております。ですので、次世代育成行動計画の委員をもとにというふうに考えております。

それと規則については、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私どもの委員会ということであるんですが。実際的にはこういう法律改正があつて3年ごととか、いろいろ起こってきますが、どういうわけか、どこのプランも冊子をつくって、冊子をつくれますね、地方自治体として冊子をつくって配布するという格好で繰り返しちよるんじゃないかというふうに思いますが。やっぱりいきめのいく方向を模索するよう求めておきたいというふうに思いますが。言いよる意味がわかりますかね。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、部長が答弁したとおりでございますが、次世代育成計画の後期計画の後にできるという位置づけでございます。

今、議員から御指摘のありました、例えばこれまでの分ですね、前期計画、後期計画があつたら計画書をつくって、それを皆さんに配布して、それで終わっちゃうんじゃないかという御指摘だろうと思いますが。今回のこの周防大島町子ども・子育て会議という条例が制定され、当然その中でそういう計画ができるんだろうと思いますが、できるだけ多様な委員さんに入っただいて、本当に実効性のある会議、また計画ができればというふう思っております。

先ほど部長の答弁では、行動計画の委員さんをとというふうにおっしゃっておられましたが、そこについても、また委員会で付託されるわけでございますので、民生常任委員会のほうで十分御議論いただいたらと思っております。ぜひとも、最近よく言われておりますように、女性の委員をたくさんということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） 広田議員とちょっと重なるところがあるかもわからんが、全く関係ないかもわからんけどね。委員を選ぶときは、やっぱり子育てつうことなんで、子供をきちっと育てちよる親を選んでほしいというか、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（新山 玄雄君） 答弁、いいですね。

○議員（6番 中本 博明君） はい、いいです。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 先ほど川口部長さんから説明があつて、施行規則はまだ制定してないということでした。第5条の、この会議は会長が招集し、会長がその議長となるということですのでございます。これは例えばの話ですが、私、付託された委員に入ってませんので、質問できないのでここで聞きするんですが、例えばの話、その委員の半数がこういうことがしたいというんで開催できるのか、それとも何かの懸案事項に対して会長が招集するのか、その辺のところは、まだ全然、施行規則で定めてないんですかね。

○議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 子ども・子育て会議の会議につきましては、会長が招集して、その会長は議長になるということです。また、委員さんの半数以上が出席しなければ会議を開くことができないというふうになっております。

以上です。

○町長（椎木 巧君） 例えば、委員の中から半数以上が要請をすれば会議が開けるんかということやから、直接会長に言ってもらったら……。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 失礼しました。会議の開催については会長が招集とありますので、委員の中で御協議いただいて会長に要請をして開いていただくということになるかと思ひます。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 第1条に、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきと、私はこれを理解してないところがありますので、ちょっと確認させていただきます。子供の定義は、どういう定義になっておりますか。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 子供の定義につきましては、児童福祉法に基づきまして18歳未満ということになってます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定についてを所管の民生常任委員会へ付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定については所管の民生常任委員会へ付託することに決しました。

日程第15、議案第10号周防大島町税条例の一部改正についてから、日程第23、議案第

18号周防大島町諸収入金……。 (発言する者あり) 休憩しますか。

暫時休憩をいたします。1時まで休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時00分再開

○議長 (新山 玄雄君) それでは、再開をいたします。

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号

日程第20. 議案第15号

日程第21. 議案第16号

日程第22. 議案第17号

日程第23. 議案第18号

○議長 (新山 玄雄君) 日程第15、議案第10号周防大島町税条例の一部改正についてから日程第23、議案第18号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正についての9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長 (岡村 春雄君) それでは、議案第10号から議案第18号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

主な改正点であります。1点目としまして、国税における延滞税等の見直しにより、法人町民税を含む町税に係る延滞金等の利率が引き下げられることとなります。

2点目としまして、個人住民税において、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長することとなります。

3点目としまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例がありますが、当該特例措置につきまして、当該震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人を新たに追加し、当該特例の適用を受けられるようにするものでございます。

本議案の改正内容につきましては、別途お配りしております資料のとおり、各改正条文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条、項ずれで本改正に付随する附則の経過措置等に



つきましては、適宜、説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましても、あわせて御確認、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により、順次説明をさせていただきます。

44ページ、附則第3条の2、「延滞金の割合等の特例」についてであります。国税にかかる延滞税の見直しに伴い、法人町民税を含む町税に係る延滞金等の利率が引き下げられることとなります。適用は平成26年1月1日からで、現在延滞金の「14.6%」部分は、改正後「9.3%」になり、納期限後1カ月以内の本則部分「7.3%」は、改正後「3.0%」となります。

附則第4条、「納期限の延長に係る延滞金の特例」についてであります。

法人町民税で、確定申告書提出の延長の特例を受けた法人について、日本銀行が定める商業手形の基準割合歩合（5.5%）を基準として、延滞金を算定するものであります。このたび、前段のとおり延滞金の利率が税率が改正されますことから、当該算定期間から当該特例基準割合適用期間を除くものであります。

45ページ、附則第4条の2、「公益法人等に係る町民税の課税の特例」については、法改正（租税特別措置法第40条第3項）に伴う項ずれとなっております。附則第7条の3の2、「個人の町民税の住宅借入金等特別控除」についてであります。冒頭で申し上げましたとおり、個人住民税において、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長することとし、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合、控除限度額を現行の9万7,500円（所得税の課税所得金額等の5%）から、13万6,500円（同金額の7%）に拡充するものであります。

46ページ、附則第17条の2、「優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」であります。これは法改正に伴う項ずれであります。

47ページ、附則第22条の2、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例」であります。現行条文第1項について、法改正に伴う条、項ずれを含め、新たな表を作成し、整理するとともに、居住用財産の譲渡について、その有する居住用家屋が、東日本大震災により、居住の用に供することができなくなった者の相続人（その家屋に居住していた者に限る）が、その家屋の敷地を譲渡した場合には、その相続人が、当該譲渡期限の延長等の特例適用を受けることができるものとする条文を、新たに追加するものであります。

49ページ、附則第23条第1項、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例」は、東日本大震災により家屋が被害を受け、居住の用に供することができなくなった場合であっても、本来の控除期間のうち、引き続き住宅ローン控除を適用することができるという規定であります。これは、法改正に伴う項ずれとなっております。

次に、議案第11号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

改正内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてですが、法改正に伴う条、項ずれとなっております。

続いて、議案第12号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、国税における延滞金等の見直しに伴い、介護保険料にかかる延滞金の特例の条例改正が必要になったものでございます。内容につきましては、さきに町税条例の一部改正で御説明しました内容と同様でございます。延滞金の割合の特例として、現在、延滞金の割合を「14.6%」から「9.3%」に、納期限後1カ月以内については「7.3%」から「3%」に利率が引き下げられることとなり、附則の第2項を全部改正するものでございます。

なお、施行期日は平成26年1月1日からとし、経過措置として施行日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものとしております。

続いて、議案第13号周防大島町遊休農地等保全対策市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

市民農園につきましては、遊休農地等の有効活用と町民の余暇の増加と安全な食材、風土や緑への志向に対応し、町民の交流の機会を創造するとともに、農村地域の振興を図る目的で設置したものです。このことから、遊休農地を有償で借り受けて、三蒲地区の「周防大島町野菜農園」と久賀地区の「クカインガルテン」の2カ所に設置いたしました。この中で、三蒲地区の市民農園につきましては、20区画のうちの利用者は、平成20年度は3名でありましたが、平成22年度には1名となり、平成24年度からは公募に対する応募者がいない状況であります。このような状況から、今後、三蒲地区につきましては、市民農園への需要はないものと思われるため、「周防大島町野菜農園」を廃止し、借り受けている農地を所有者へ返還しようとするものでございます。

なお、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものであります。

続いて、議案第14号周防大島町都市下水路条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法が改正され、都市下水路の構造の技術上の基準と維持管理の技術上の基準について、下水道法施工令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第15号周防大島町営住宅及び、一般住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、政策空き家となっている町営住宅及び一般住宅を用途廃止しようとするものであります。別表は、設置している町営住宅等の名称、設置場所、種別構造、戸数について規定したものです。政策空き家となっている町営住宅の「中塚住宅」1戸と一般住宅の「庄南住

宅」2戸を用途廃止し、戸数を改正するものであります。なお、今回の改正により、町営住宅等の総管理戸数は、3戸減の694戸となります。御議決を賜りましたならば、順次、解体を予定しております。

附則として、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものであります。

続いての議案第17号及び18号につきましては、石原企業管理者からの議案第16号の補足説明の後に説明をさせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第16号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきまして、御説明いたします。

東和病院東棟改築（耐震）工事を進めています。5月31日に第1期工事を完成し、6月1日、2日において旧東棟から新東棟へ移転したところでございます。引き続き、旧東棟を解体し、第2期工事を行う予定ですが、東病棟の一部は、昭和57年に国民健康保険団体連合会補助金で、健康管理センターを建設しました。今回、解体するため、名称も「センター」から「室」に名称を変更するものでございます。慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 続きまして、議案第17号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

今回の改正は、国税における延滞金等の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の特例の条例改正が必要になったものでございます。

内容につきましては、さきに町税条例の一部改正で御説明いたしました内容と同様でございます。延滞金の割合の特例として、現在延滞金の割合を「14.6%」から「9.3%」に、納期限後1カ月以内については「7.3%」から「3%」に、それぞれ利率が引き下げられることになり、附則の第4項を全部改正するものでございます。

なお、施行期日は平成26年1月1日からとし、経過措置として、施行期日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものでございます。

続いて、議案第18号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、町税条例等と同様に、現在の低金利の状況を踏まえ、国税及び地方税の延滞金等の見直しにより、延滞金の利率が引き下げられることになり、これに伴い、下水道受益者分担金等につきましても、延滞金の利率の割合を引き下げべく、関係条例の一部を改正するものであります。

第1条で、周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例、第2条で、周防大島町公共下水道受益者分担に関する条例、第3条、で周防大島町農業集落排水処理施設受益者分担に関する条例、第4条で、周防大島町漁業集落排水処理施設受益者分担に関する条例の一部を改正するものであります。

同様の改正でありますので、78ページの周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の新旧対照表により、順次、御説明をさせていただきます。

平成24年条例第6号の附則第2項中、「延滞金の」の次に「年14.5%の割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合をいう。以下同じ」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）」を「その年、（以下この項において特例基準割合適用年という。）中においては、年14.5%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とし、年7.25%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25%の割合を超える場合には、年7.25%の割合）」に改めるものでございます。

具体的には、現行では、延滞金利率が本則で年14.5%となっておりますが、延滞金の特例の適応により、現在の貸出約定平均金利が1%でありますので、これに1%を加算した特例基準割合は2%となり、特例基準割合に7.25%を加算した年9.25%に見直されます。

また、納期限後1カ月以内の延滞金の計算につきましては、延滞金利率の本則部分の7.25%の割合は、現行の特例により商業手形の基準割合率、従来の公定歩合であります。これに4%を加えた4.3%となっております。

このたびの延滞金の特例の適応を受けますと、特例基準割合2%に1%を加算した年3.0%に見直されます。

なお、附則第1項により、この条例は、平成26年1月1日から施行いたしますが、附則第2項により、延滞金に関する経過措置といたしまして、平成26年1月1日より前の期間につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第10号から議案第18号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号周防大島町町税条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今ちょっと説明されたんですが、まあ、非常にわかりにくい部分があるので、質疑をしておきたいというふうに思います。

先ほど、最初の延滞金等の見直し、町税部分ですが、本則部分で数字を上げられて7.3%という対比がされておりました。それで、実際的には、それぞれ現行の特例対比というのが、現行及び見直しの特例部分ということで、質問しておきたいというふうに思いますが、実際的に納期限1カ月の場合の現行の特例と、いわゆる今度見直し案の特例、その差額がそれぞれあると思います。4.3%から、それぞれ変更ということになると思いますが、その報告をお願いしたいというふうに思います。

それと特例基準割合が実際的にずっと出てくるんですが、非常にわかりにくい。基準はどこになって、1%加算した場合ということになるのか、再度、質疑で中身を明らかにしておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 木村税務課長。

○税務課長（木村 秀俊君） まず、御質問のありました議案第10号、延滞金の見直しということについてでございます。

さきに副町長から御説明のありましたとおり、国税に係る延滞金の見直しに伴いまして、このたび延滞金等の割合を改正するものでございますけれども、延滞金は法定納付期限を経過し納付がおくれた納税者に課せられるものでございます。

まず、1カ月以内という場合は、納付期限1カ月以内ということで、早期納付を促すという観点から低い利率となっております。通常は本則が7.3%、これが、7.3%は本則でございますけれども、現行の運用は4.3%ということになっております。これは公定歩合、特例基準割合をイコール公定歩合ともいいますけれども、特例基準割合プラス4%ということで0.3プラス4ということで、4.3%が現行の特例の運用となっております。これがこのたびの改正によりまして、3%ということになります。ですので、マイナス1.3%、実質上は、1カ月以内はマイナス1.3%ということになろうかと思えます。

続きまして、1カ月を経過したものにつきましては、これは先ほどからいろいろ御説明がありましたとおり、本則部分で14.6%ということになります。これは、現行の運用も同じく14.6%で運用しております。これがこのたびの特例の見直し、改正によりまして、先ほど御説明のありましたとおり、9.3%ということになります。計算としましては、差し引きマイナスの5.3%ということになろうかと思えます。

それ以外に、徴収の猶予等ということで、災害、病気等で全額免除とか、事業廃止等によって徴収の猶予等のある場合、これが1カ月以内等の利率ということで、本則部分本来でいきますと14.6%なんですけれども、これの2分の1特例ということになりまして、7.3%となります。

ただし、先ほどから御説明いたしますように、現行の運用としまして、4.3%ということになります。これがこのたびの改正によりまして、2%ということになることとなります。

もう一点、還付加算金というのがございます。地方団体から納税者への還付金等に付される利息でございます。これが、本則は7.3%でございますけれども、運用としまして、現行4.3%で運用しております。これがこのたびの改正によりまして、2%ということになります。先ほど議員さんから御質問のありました特例基準割合という御質問でございます。これは、先ほど副町長からも御説明がありましたとおり、旧公定歩合ということで、今、現在0.3%ということになっております。このたび、改正になります関係なんですけれども、旧公定歩合プラス1%プラス1%ということで、例えば1カ月以内でありましたら3%とか、そうすると、なかなかわかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、特例基準割合、旧公定歩合プラス、早期を促すという意味で1%、済みません、もう一点補足でございます。特例基準割合の中に、貸出約定平均金利というものと、それから1%ですので、特例基準割合の中では2%ということになります。2%プラスそれから早期納付を促すという意味での1%、2%と1%を足しまして3%と、このような構成内容になろうかと思っております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑ない。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので質疑を終結します。

議案第13号周防大島町遊休農地等保全対策市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも条例設置して10年くらいになりますか、それ以上になりますか。実際的に、三浦地区にて進めてきたわけ訳ですが、一番気にかかるのが、それぞれがどういうふう宣伝してきたのか、必要性の宣伝を含めて、やってきたのかというのが条例をつくった後の町職員の皆さん方の仕事なんです。いろんな要件があつてゼロになったかもわからんが、やっぱりその間、条例運用に当たってどのように、例えば宣伝、はよ言えば、宣伝をしてきたのか、具体的に。その辺がないと、どうしても、条例をつくった当時はよかったがもうだめよ

という格好になってしまうと。やっぱりつくった当時の思いというのか、それがずんずん伝わっていかない、10年くらいたつと伝わっていかないという状況があるんです。やっぱりここ、合併後もどういうふうに、この条例をつくってこの野菜農園がありますよと、それを具体的にどう説明したのかという部分が、やっぱり補足説明の中で欲しいというのが質問の趣旨です。よろしくお願いたします。

○議長（新山 玄雄君） 佐本農林課長。

○農林課長（佐本 洋二君） ただいまの議員さんの質問ですけれども、どういった宣伝をしてきたかということなんですけれども、大体合併して以来ですけれども、年2回程度の広報の掲載で募集してまいりました。それで、三蒲につきましては、24年度についても公募しましたけれども、応募がなかったということで御理解ください。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町都市下水路条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第15号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はありませんか。  
広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも毎回質疑をしよるわけなんですけど、補足説明の中で、政策空き家部分を含めて、今回廃棄するということですが、実際的に皆さん方が行う政策空き家、例えば一つは基準として老朽化がありましようし、実際的には政策空き家として将来取り崩すいう場合もあるかと思うんですが、実際的に今回、いわゆる取り壊しでなしに一応廃棄する部分として、中塚で1戸、それと庄南で1戸です。庄南で2戸か、いう格好で、実際的にはやめますよということなんですけど、大体建設年数といいますか、その辺を含めて実態をちょっと報告してほしいんですが。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） このたびの条例改正で、まず中塚住宅なんですけれども、これは、昭和28年に建設した平屋建ての建物でございます。この住宅につきましては、平成22年の3月に退去されて、その後募集等もしましたけれども、老朽化等も著しく応募がないという状況でございます。それから、庄南住宅につきましては、昭和26年に建設した木造平屋建ての住宅でございます。これにつきましては、1戸は平成19年の10月、もう1戸につきましては平成22年3月に退去されて、その後入居の応募もないという状況でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほど、今回で694戸という説明がありましたが、実際的に、今の段階でこの中で、政策空き家の実態は何戸ぐらいあるのか、報告を求めておきたい。いわゆる老朽化に伴い、ずっと建てかえることも困難ということで、実際的には政策空き家があちこちにあるという実態もあろうかと思うので、報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） この3月末現在での政策空き家が41戸でございます。今回の条例改正により政策空き家が38戸になるということでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも、先ほど補足説明の中でいわゆる「建てかえにより」ということであります。それで中身を見ますと、いわゆる「周防大島町立東和病院附属健康管理センター」から「周防大島町立東和病院附属健康管理室」ということへの変更であります。ここだけの変更だろうと思いますが、実際的に、ほかの箇所を見てみますと、まだ実際的には「センター」を使っている部分もありますよね。それで、実際的に今回、本当に名前の変更だけなんか、その「管理室」に変わったら、いわゆる役割等がそれ以前のものかどうなのかを含めて、報告を求めておきたい、いうふうに思います。

○公営企業管理者（石原 得博君） このたびの東和病院附属健康管理センターから健康管理室へ名称変更のみで、所長も東和病院長が兼任しておりますし、保健師が1名常勤しております。内容としましては、健康相談、検診の事後指導等、内容は変更ございません。ただ橘病院につきましては、旧の安高の入り口といいますか、山銀の裏側のあそこにセンターが残っておりますので、名称上は橘病院のみ「センター」という名前で残っております。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号、周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも基本的には、いわゆる国税の関係の変更であろうかと思いますが、この場合は、後期高齢者の場合は特例等は実際的にはあるんですか、あるとすれば、ど



ういうふうな状況なんか、なければないで報告を求めておきたい、ういうふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 税と一緒に、納期限後1カ月以内が「4.3%」から「3%」、それを過ぎますと延滞金が「14.6%」から「9.3%」になります。以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） そうすると、還付が発生したときも当然、町税条例と一緒に同じパーセンテージということでもいいですかね、仮に還付が発生した場合。

○議長（新山 玄雄君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 一緒になります。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論採決に入ります。議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論は終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第11号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町遊休農地等保全対策市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町都市下水路条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。これより起立による採決を行います。議案第17号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第19号

○議長（新山 玄雄君） 続いて、行きます。日程第24、議案第19号町道路線の変更についてを議題とします。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第19号周防大島町町道路線の変更について、補足説明をいたします。現在、町道上浜支線については、行きどまり路線となっており、同じ小松開作地内に隣接する町道上浜線の道路改良工事の完成に伴い、本路線と上浜線を接続することにより、行きどまりを解消するとともに、町道路線の一体的利用を図るため、延長を88メートル延ばし、終点の変更を行うものでございます。

なお、終点は、字上浜143番地の4地先から、同143番地の7地先に変更となります。また、起点について、平成18年3月に認定をいただいている143番地の5が、道路の隅切りを実施し、道路敷地内の土地となりましたので、道路敷地外の隣接地であります143番地の1地先へ変更するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑無しと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第19号町道路線の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25、議案第20号

○議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第20号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第20号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される、同条第1項の規定に基づき、本議会の議決をを求めるものでございます。

内訳について申し上げますと、「産業の振興」の区分については、過疎地域自立促進特別事業として、漁港施設機能強化事業（耐津波）を追加しようとするものであります。周防大島町で一番の水揚げ高を誇る白木漁港、船越地区でございますが、町内で唯一、生産拠点漁港として指定を受けており、近い将来、発生が懸念される東南海・南海地震による災害を防止するため、漁港施設の機能強化、防護対策を講じ、安全な漁港、漁村づくり推進のため、県内でいち早く漁港施設機能強化事業（耐津波）を行うものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第20号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第26、議案第21号

○議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第21号動産の買入れについて（平成25年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第21号動産の買入れ（平成25年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）について、補足説明をいたします。

本案の動産の買入れにつきましては、平成14年に購入し、一般廃棄物収集運搬業務に使用してまいりました塵芥収集車（パッカー）車について、その更新を行い、収集運搬業務のより円滑な推進を図ろうとするものであります。

町内11業者へ入札案内を行い、去る5月9日に、1業者辞退でございましたが、町内10業者による指名競争入札の結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モータースが933万362円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた979万6,880円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに、納車につきましては平成26年2月28日までに橘庁舎といたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 物品そのほか、予定価格をつくるときには、それぞれ違うというふうに考えられます。今回、予定価格作成に当たっては、一般的に言われる相見積もり方式なのか、メーカー方式なのか、何を基準に予定価格を決定されたのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 今回の予定価格設定につきましては、メーカーからの見積もりに基づいての設定になっております。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） この買入れ物件、塵芥車は2トン車両なんですか、それとも4トン車両ですか。

○議長（新山 玄雄君） 奈良元環境生活部長。

○環境生活部長（奈良元正昭君） 車両は4トンでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、これで質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第21号動産の買入れについて（平成25年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後1時51分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

先ほど議案第17号の答弁について、部長の答弁が誤りがあったということでございます。ここで訂正したいと思います。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明が誤りがありましたので、ここで、訂正させていただきます。延滞金の割合の特例として納期限後1カ月以内について、先ほど「4.3%」から「3%」に変更になったと言いましたけども、「7.3%」から「3%」に引き下げられましたということです。大変申しわけありませんでした。

○議長（新山 玄雄君） 以後、こういうことのないように注意してください。

.....

○議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、6月18日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時52分散会

---